

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年4月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	宝塚市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kurashi/1012210/index.html">http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kurashi/1012210/index.html</a>

執行機関名 宝塚市長

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	指定保育所保育料に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宝塚市個人番号の利用等に関する条例別表第1 第11の項 指定保育所保育料に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第1条	宝塚市指定保育所助成金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが穏やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、保育所が必要な児童が宝塚市指定保育所指定等に係る要綱第4条により指定された保育所(以下「指定保育所」という。)に入所する場合において、当該指定保育所に対し助成を行うことにより、保育水準の維持向上を図り、もって当該児童の健全な育成に資することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範

宝塚市指定保育所助成金交付要綱